

別紙2

「堺のめぐみ」使用に関する具体的な表示方法

1 ロゴマークおよびフォントの使用基準

(1) 規定色について

デザインや印刷を行う場合は原則次の配色を活用することとする。

ただし、包装資材等の材質や色により「堺のめぐみ」を目立つように工夫する必要がある場合は、この限りではない。

基本のマーク色はメイン色①～④ 4色＋文字色①の5色である。2色表現する場合はメイン色①～⑤ 1色＋文字色①の2色とする。単色表現する場合は、文字色①～⑥を使用すること。

【マーク色】

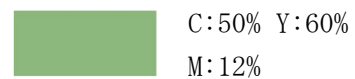
メイン①



メイン②



メイン③



メイン④



メイン⑤

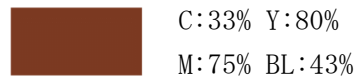


【文字色】

文字①



文字②



文字③



文字④



文字⑤



文字⑥



(参考)



基本



2色



単色

(2) デザインについて

ロゴマークに英字「Gifts from Sakai」を挿入することができる。挿入パターンは次のとおりとする。



(3) サイズについて

ロゴマークのみの場合は、最小サイズ左右 10 mmとする。英字挿入の場合は、左右 15 mmとする。

【英字アリの場合】

最小サイズ
左右15mm
(マークの幅)



【英字ナシの場合】

最小サイズ
左右10mm
(マークの幅)



2 農業者、食品加工業者及び販売業者が使用する場合の表示方法

(1) 「堺のめぐみ」農産品の表示方法

商品又はそれを包装するケース等へ表示する。

なお、有機JASマーク、特別栽培農産物に係る表示ガイドラインに基づく表示、大阪府が認証している大阪産（もん）、大阪エコ農産物、なにわの伝統野菜、大阪府Eマーク食品等のマークの標記については、併記することを妨げない。

(2) 「堺のめぐみ」農産品のうち加工品への表示方法

「堺産の○○○使用」等、堺産の原材料を使用している旨の文章と一体的に表記する。

なお、ある原材料について堺産の使用割合が 100%でない場合は、「堺産の○○○を△%使用」等と使用割合を併記すること。

表示例

堺のめぐみ
堺産こまつな使用



- (3) 「堺のめぐみ」農産物を販売する直売所や、店舗の堺のめぐみコーナー等への表示方法

「堺のめぐみ」農産物を販売するコーナーに、他の商品とは区別して表示する。

- (4) PR チラシ、リーフレット等への表示方法

PR チラシやリーフレット、ホームページ、店頭等での表示についても、上記(1)及び(2)の規定を適用する。

3 飲食提供業者が使用する場合の表示方法

- (1) 「堺のめぐみ」農産品~~(一次産品に限る。)~~を使用した飲食料品を提供する飲食店等での表示方法

ロゴマークは、店舗の入口のほか、メニュー、PR チラシ、リーフレット、ホームページ等に表示できるものとする。

- (2) 表示に当たっての注意事項

- ① 天候等の影響により、「堺のめぐみ」農産物が仕入れられないことが想定される場合は、その旨を「堺のめぐみ」とともに表示する。
- ② 一定期間のみ堺産の食材を使用する場合は、その期間を食材名とともに表示する。この場合、消費者の誤認を防ぐため、使用期間は切り捨ての考え方により表示する。
例：堺産キャベツの使用期間が11月19日～3月3日(昨年1年間の実績)の場合は「12月～2月」又は「11月下旬～2月末」と表示する。
- ③ 堺産の食材を仕入れられる期間が天候等の影響により変動することが想定される場合は、その旨を「堺のめぐみ」とともに表示する。

4 旅行業者その他サービス業者が使用する場合の表示方法

(1) 「堺のめぐみ」農産品に関連した観光資源を活用したツアー等の紹介パンフレット、取扱窓口・営業所等での表示方法

ロゴマークは、店舗の入口のほか、カウンター、ツアー募集のチラシやリーフレット、ホームページ等にも表示できる。ただし、「堺の農業を体験するツアー募集」等、堺の農産物を観光資源として活用したツアーを実施している旨の文章と一体的に表記する。

(2) 広報媒体への関連記事の掲載、農業者や食品加工業者との協働による活動を広報するための表示方法

自身が「堺のめぐみ」農産品の生産・販売・サービスの提供等を行っているかのような誤解を消費者等に招かないよう留意する。